

④ 相続手続きに際しご提出いただく書類一覧 遺言書あり / 遺言執行者がいない場合

- 遺言執行者の選任が無く、受遺者様が相続手続きをされる場合、下記の書類等が必要です。
- 戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書等は原本の提示が必要です。
なお、ご郵送いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はご返却いたします。
- 「相続手続依頼書」には、受遺者様の署名・捺印が必要です。（※ 1）

No.	書類名など	入手先
1	被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本等の公的資料（※ 2） 以下の①または②のどちらかをご提出ください ①法定相続情報一覧図(原本) （作成日後、5年以内のもの） ②被相続人様の出生から死亡までの連続した戸籍謄本（原本）	市区町村役場等
2	受遺者様の印鑑証明書等（※ 3） <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行日より3カ月以内のもの ・ 受遺者様が未成年の場合は、代理人様の印鑑証明書が必要です。 	市区町村役場等
3	遺言書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正証書遺言の場合は、遺言書謄本または正本をご準備ください。 	お客様
	検認済証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正証書遺言以外(自筆証書遺言、秘密証書遺言等)の場合は、家庭裁判所での手続きが必要です。 	家庭裁判所
	遺言書情報証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自筆遺言証書を法務局(遺言書保管所)で保管されている場合に必要です。 	法務局
4	相続手続依頼書(当金庫所定の依頼書) <ul style="list-style-type: none"> ・ 受遺者様に署名・捺印をしていただきます。 	当金庫

- ※1 遺言の内容によっては、受遺者様のみの署名・捺印ではお手続きできない場合があります。詳しくはフリーダイヤル(0120-339-550)までお問い合わせください。
- ※2 法定相続情報一覧図に記載されている相続人様が死亡等により変動している場合
変動した相続人様を確定させる戸籍除籍謄本もしくは法定相続情報一覧図等が必要です。
- ※3 被相続人様のお取引内容により、別途書類が必要となる場合がございます。